

福山地方雇用対策協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、福山地方雇用対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を福山市経済環境局経済部産業振興課内に置き、事務局長に産業振興課の課長をあてる。

2 協議会の事務を処理するため事務局に職員を置く。

(目的)

第2条 協議会は、福山市、府中市（以下「福山地方」という。）の産業界が必要とする労働力の確保とその安定を図り地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雇用の促進と安定に関する事業
- (2) 人材の確保・定着に関する事業
- (3) 事業所間の連携・交流に関する事業
- (4) 福山地方産業の周知宣伝
- (5) 関係機関が行う諸事業に対する協力と連絡調整
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、福山地方に所在し、本会の主旨に賛同する事業所及び産業団体を会員とし、会員及び福山市・府中市・福山公共職業安定所・府中公共職業安定所・福山商工会議所をもって組織する。

- (1) 会員になろうとするものは、入会申込書を提出するものとする。
- (2) 入会の承認は、会長が理事会の意見を聞いて決定する。
- (3) 会員が退会を希望するときは、書面でその旨を届け出るものとする。
- (4) 事業所を廃止したとき、団体が解散したとき、また、会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(役員)

第5条 協議会につきの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 理事及び監事は総会において会員の中から選出する。

2 会長、副会長は理事の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはこれを代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(顧問・参加)

第9条 協議会に顧問及び参加を置くことができる。

- 2 顧問及び参加は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び参加は総会及び理事会に出席して意見を述べるることができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は総会及び理事会とする。

第11条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年1回、臨時総会は必要のある場合に会長が招集する。

第12条 理事会は総会開催前、その他必要のある場合に会長が招集する。

(議決)

第13条 会議の議決は出席会員の過半数をもってする。可否同数のときは議長がこれを決める。

第14条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他重要な事項

- 2 総会は、前号の事項について、書面表決の方法により賛否を求め、その過半数の同意をもって議決に代えることができる。

第15条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他会の運営に関する基本事項
- (3) 会長において必要と認めた事項

- 2 理事会は、前号の事項について、持ち回り又は書面表決の方法により賛否を求め、その過半数の同意をもって議決に代えることができる。

(部会)

第16条 協議会を円滑に運営するために部会を置くことができる。ただし、部会の規定は別に定める。

(会計)

第17条 協議会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。会費の額は総会で決める。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 附 則 この規約は1969年6月12日から施行する。
- 附 則 この規約は1977年6月10日から施行する。
- 附 則 この規約は1991年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は1995年6月2日から施行する。
- 附 則 この規約は1996年6月3日から施行する。
- 附 則 この規約は2002年6月21日から施行する。
- 附 則 この規約は2004年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は2005年2月1日から施行する。
- 附 則 この規約は2005年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は2006年3月1日から施行する。
- 附 則 この規約は2008年6月6日から施行する。
- 附 則 この規約は2011年6月7日から施行する。
- 附 則 この規約は2015年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は2022年4月1日から施行する。